

## ごうつ地域応援券事業指定事業者募集要項

### 1. 趣旨

江津市が実施する「ごうつ地域応援券事業」の指定事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

「ごうつ地域応援券事業」

- (1) 名 称 ごうつ地域応援券
- (2) 発行者 江津市
- (3) 配付額 市民一人当たり 20,000 円分  
(共通券 1,000 円券×10 枚、地域券 1,000 円券×10 枚)
- (4) 種 類 [共通券] すべての取扱店で利用できる券  
[地域券] 取扱店のうち「5. 取扱店の登録資格」(2) に該当する事業者で利用できる券

### 2. 取扱店の募集受付期間

令和 8 年 4 月 6 日（月）～令和 8 年 5 月 15 日（金）とする。

受付期間内の申し込みは取扱店舗一覧表に掲載し、応援券と共に発送する。受付期間以降の申し込みは随時受け入れるが、一覧表への掲載はない。

### 3. 応援券の使用期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 10 月 31 日（土）とする。

### 4. 応援券の利用制限

応援券は、次に掲げる取引、支払等に使用することができない。

- (1) 不動産、有価証券及び金融商品の購入
- (2) 金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他の換金性の高い物の購入
- (3) 税金、保険料及び電気・水道・下水道・ガス・電話料金・市指定ごみ袋の支払
- (4) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医療品を含む。）
- (5) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- (7) 特定の宗教・政治団体に関する取引
- (8) 換金及び金融機関への預け入れ
- (9) 公序良俗に反する取引及びその他不適切と認められる取引

## 5. 取扱店の登録資格

### (1) 共通券を取り扱える事業者

江津市内に店舗等を有する事業者とする。

### (2) 地域券、共通券のいずれも取り扱える事業者

以下の①か②に該当する事業者

① 中小企業等のうち、江津市内に本社を有する事業者

② 個人事業主のうち、江津市内に主たる店舗等を有する事業者

### (3) 取扱店の申請ができない事業者

以下の①から⑦に該当する場合は登録申請ができません。

① 応援券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供ができないと判断される事業者

② 法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に規定する公共法人

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

④ 政治団体

⑤ 宗教上の組織若しくは団体

⑥ 江津市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年江津市告示第10号）第3条に規定する排除措置の対象者となる者

⑦ 公序良俗に反する取引及びその他不適切と認められる取引の提供を行うと判断される者

## 6. 取扱店の登録方法

(1) 取扱店の登録を希望する事業者は、ごうつ地域応援券指定事業者登録申請書（様式第1号）を直接又は郵送で江津商工会議所又は桜江町商工会（以下「商工会議所等」という。）に提出し、承認を得るものとする。

(2) 商工会議所等は、承認した事業所へ取扱店舗登録証を発行・送付する。

## 7. 利用済み応援券の換金方法

(1) 応援券の換金は、江津商工会議所または江津商工会議所が換金業務委託契約を締結する江津市内の金融機関（以下「金融機関等」という）で行う。

(2) 取扱店は、登録時に換金指定した金融機関等に次の①から⑤を持参し換金の手続きを行う。

① 利用済み応援券（全ての応援券の「登録No.」の欄に、自店の番号を記入）

② 商工会議所等から送付された取扱店舗登録証

③ 商工会議所等から送付された換金明細書

④ 入金先の預金通帳

⑤ 換金担当者の認印（訂正用）

※換金時に入金先の預金通帳を提出できない場合は、振込手数料（取扱店負担）がかかります。

- (3) 金融機関等は、取扱店から利用済み応援券を取りまとめ、入金により換金する。
- (4) 入金にかかる期間は、金融機関で原則3営業日、商工会議所は15日締め月末振込及び月末締め15日振込とする。

#### 8. 利用済み応援券の換金期間

令和8年7月1日（水）～令和8年11月13日（金）とする。

※期限後の換金は不可です。必ず期限をお守りください。

#### 9. 取扱店の責務

- (1) 応援券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供において、応援券の受け取りを拒んではならないこと。
- (2) 応援券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (3) 応援券利用者の個人情報について、業務の遂行上必要最小限度において取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないこと。
- (4) 市と適切な連携体制を構築すること。

#### 10. 取扱店の周知

- (1) 江津市は、市民への応援券配付にあわせ取扱店一覧表を配布する。
- (2) 江津市は、市ホームページに掲載して随時更新する。
- (3) 取扱店は、商工会議所等からマニュアル等と共に送付される取扱店一覧表を店内に掲示する。

#### 11. 取扱店の費用負担

登録に係る費用は、無料とする。

#### 12. 取扱店資格の喪失

取扱店に本要項9. に定める行為に違約する行為が認められた場合、市は、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の請求等を行うことができる。

#### 13. 紛失等の責務

利用者から受け取った応援券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

#### 14. 登録事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは、速やかに商工会議所等へ届け出るものとする。

#### 15. その他留意事項

この「募集要項」に記載されていない事項は、市及び商工会議所等と協議を行うこと。